

佐賀県規則第35号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>(諸手当の額)</p> <p>第11条 略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">現業職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">標準的な職務</td> </tr> </table>	職務の級	標準的な職務	<p>(諸手当の額)</p> <p>第11条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>（第2号会計年度任用職員に対する特例）</u></p> <p><u>第11条の2 第5条から第9条までの規定は、職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者（以下この条において「第2号会計年度任用職員」という。）には適用しない。</u></p> <p><u>2 第2号会計年度任用職員の職務の級は、別表第2に定めるとおりとし、その号給は、職務内容、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。</u></p> <p><u>3 第2号会計年度任用職員に対する前条第1項の規定の適用については、同項中「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第7条の2の規定による手当を含む。）」とあるのは「特殊勤務手当」と、「期末手当、勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。</u></p> <p><u>4 前項において読み替えられた前条第1項の規定を適用する場合において、第2号会計年度任用職員に対する期末手当の支給対象については、同項の規定にかかわらず、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第3条第5項ただし書の規定の例による。</u></p> <p>別表第2（第2条、<u>第11条の2</u>関係）</p> <p style="text-align: center;">現業職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">標準的な職務</td> </tr> </table>	職務の級	標準的な職務
職務の級	標準的な職務				
職務の級	標準的な職務				

改正前		改正後	
1 級	定型的な業務を行う職務	1 級	定型的な業務を行う職務及び会計年度任用職員の職務
略		略	

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。